

運送事業者と下請法

下請代金支払遅延等防止法 の概要

平成24年2月

社団法人 **大阪府トラック協会**

下請法の対象となる 下請取引(運送委託) ですか？

- 1 親事業者 (運送事業者) の資本金は？
- 2 下請事業者 (運送事業者) の資本金は？
- 3 取引の内容は？



(注) 労働者派遣法に基づく労働者の派遣は下請法の適用を受けません

- ①製造委託
- ②修理委託
- ③情報成果物作成委託
(プログラム・放送番組・設計図等)
- ④役務提供委託
(運送・倉庫での保管・情報処理・警備業・清掃業等)
資本金と取引内容で親事業者と下請事業者が決まります。

下請法の対象となる 4つの取引の内容

下請法の対象となる取引（資本金の区分）

●取引の内容 役務提供委託（運送、倉庫での保管）

親事業者（運送事業者）の資本金

3億円超

1000万円超3億円以下

下請事業者（運送事業者）の資本金

3億円以下（個人含む）

1000万円以下（個人含む）

下請法の対象となる取引（運送取引の場合）

親事業者（が）

運送事業者

下請事業者（へ）

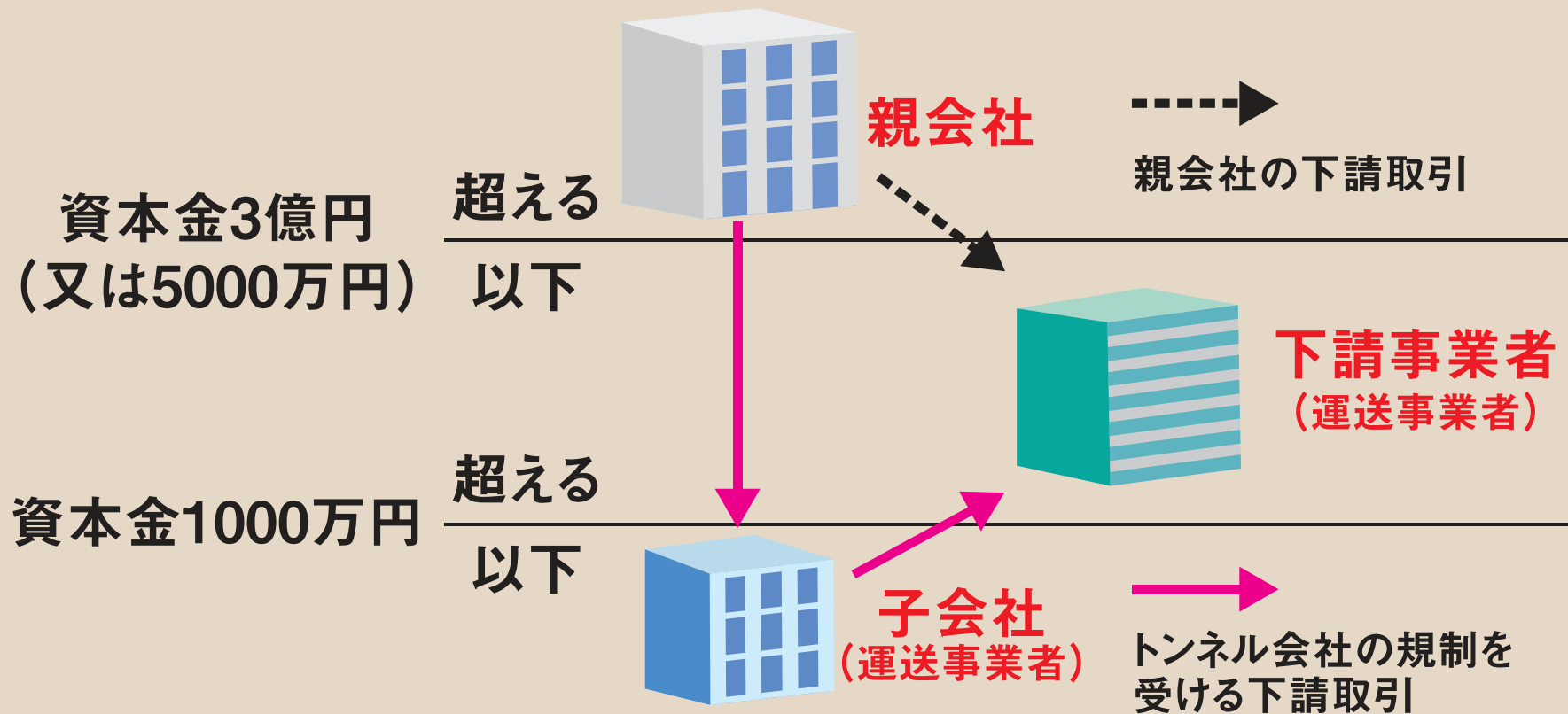
同業者

役務提供委託をする
内容（取引の内容）

親事業者が荷主から
委託される貨物運送等の
全部又は一部

トンネル会社の規制(一例)

子会社の資本金が少なく、下請取引に該当しなくても一定の要件に該当する場合には下請取引に該当する場合があります(脱法的行為の防止)。



**親事業者の
4つの義務、
9(11)の禁止事項は
守られていますか？**

親事業者の4つの義務（その1）

①発注書面の交付義務

発注（受注）時に、12項目（必須項目は7項目）を記載した書面の交付がありますか？

発注書面に必要な12の記載事項

①親事業者及び下請事業者の名称等

⑦下請代金の額（単価、算定方法）

②発注年月日

⑧支払期日（支払制度）

③発注内容

※⑨手形の額、手形期間

④納期

※⑩一括決済方式の内容

⑤納入場所

※⑪電子記録債権の内容

※⑥検査完了日

※⑫有償支給原材料の取引条件

※印は、行っていない場合は不要

発注書面などに明記されていますか？

- 運賃は明記されていますか？
 - 運賃単価、運送する量が決まっていますか？
 - 荷物の積み込みや着く時間の指定があるなど運送の条件が明記されていますか？
- など、12（必須項目は7項目）の必要記載事項が明記されていますか？

※その他、必要経費の負担などが明記されていないと、不当な経済上の利益提供要請などの禁止行為を行っている可能性があります。

発注書面の参考例

継続的取引「覚書」 スポット取引「作業指示書兼発注書」 「支払方法等について」

- 発注書面は、印紙税法の課税文書か？
- 消費税は**明示**
- 金融機関口座への振込手数料はどちらが負担するか**明示**
- 金融機関が休業日の場合の支払は、**前日か休業日明けの2日以内か**

【 継 続 的 取 引 】

覚書（参考例）

〇〇運送株式会社〇〇支店（以下甲という。）と△△運送株式会社（以下乙という。）は、平成22年2月2日付けで両者が締結した運送委託契約（以下本契約という。）の第2条（運送の業務範囲）、第4条（運賃・料金及び支払方法）について、次の通り覚書を締結する。

1（貨物運送の業務範囲）

（1）甲が取扱う貨物の運送業務（別表）

- ① 大阪から名古屋の運送業務（往復）
- ② 大阪から福井、金沢間の運送業務（片道）

（2）その他上記に付帯する業務

乙は、積む込み時、荷崩れ防止等のため、甲に指示するとともに甲と協力して積荷の固定等を行う。

2（運賃及び料金等）

（1）運賃支払単価表（例）

業務内容	車種	運賃単価		備考
① 大阪から名古屋の運送業務（往復）	10トン	1 運行	円	往復料金
② 大阪から福井、金沢間の運送業務（片道）	10トン	1 運行	円	片道料金

（2）料金等

乙が前記1の運送業務に要する下記の料金を含む料金等は、乙が事前に甲に申請し、甲が乙が要した実費相当額を乙に支払う。

① 大阪から名古屋間の往復道路通行料、大阪から福井、福井から金沢間の往復道路通行料

② 甲は、積込み、積み卸し時間が1時間を超過した場合、30分単位で、乙の従業員一人当たり 円を乙に支払う

③ 甲の都合により運送を取りやめた場合は、甲は、1 運送当たり 円を乙に支払う。

3（請求及び支払方法）

- （1）運賃及び料金等の計算期間は、各月1日から末日までとし、乙はその合計金額に消費税を加算して甲に請求する。
- （2）運賃及び料金等の支払は、消費税相当額及び振込手数料を加算して銀行振込とし、振込日は料金計算月の翌月末とする。
- （3）甲は、振込日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払うものとする。

以上、本覚書を証するため本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成22年1月〇日

甲	〇〇運送株式会社〇〇支店	支店長	印
乙	△△運送株式会社	代表取締役	印

別表

（1）大阪から名古屋の運送業務（往復）

- ① 積込み、積卸し場所 〇〇運送株式会社大阪配送センター及び名古屋配送センター
- ② 積荷 甲が指示する①積込み、積卸し場所で甲が運送を指示する積荷
- ③ 乙の車種 10トン
- ④ 運送日時 甲は、毎月20日までに、積込み、到着日時などの甲が運送業務に必要な事項を記載した翌月の「運送日程表」を乙に交付するものとする。
- ⑤ 積込み日時 大阪配送センター 毎日午後 時、東京配送センター 毎日午前 時
（積込みは、甲が行うものとする）
- ⑥ 到着時間 東京配送センター 毎日午後 時、大阪配送センター 毎日午前 時
（積卸しは、甲が行うものとする。）
- ⑦ 運送日程の変更 甲は、運送日程表に記載の内容を変更するときは、事前に乙に連絡するものとし、乙が運送日程の変更のために要した費用は甲が支払うものとする。

（2）大阪から福井、金沢間の運送業務（片道）

（以下参考例省略）

【 スポット取引 】

発行日 平成 年 月 日

〇〇運送株式会社 殿

発注者

〇〇運送株式会社〇〇支店

発注番号 〇〇〇－〇 1 0－〇 0 0 1

作業指示書兼発注書

1 荷 物	梱包物	個	手配車種	10トン
2 運 賃	(1個当たり	円×	個) 合計	円
3 発 地	発指定日時	月	日	午 前 後 時
	名 称			
	住 所			
4 着 地	着指定日時	月	日	午 前 後 時
	名 称			
	住 所			
	連絡先, 担当者			
5 支払方法等	本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。 支払代金・期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。			

【 支払方法等についての書面 】

平成〇年〇月〇日

殿

〇〇運送株式会社〇〇支店

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、ご承諾ください。
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1 支払方法 毎月〇日締切 翌月〇日払い

2 支払方法 現金払

なお、現金による支払は、金融機関への口座振込により、当社が振込手数料を負担します。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合は、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。

3 料金 運送に要する道路通行料等は、事前に申請していただき、当社が申請いただいた実費を運賃とともに支払日に支払います。なお、緒費用が発生した場合は、その都度協議し、当社が実費を支払うものとします。

4 実施期間

平成〇〇年3月までとし、平成〇〇年4月からは、平成〇〇年4月1日付け「支払方法について」を交付します。

以上

親事業者の4つの義務（その2）

②取引書類の作成・保存義務（2年間保存）

親事業者は、発注から支払までの内容を記載した書類を保存（支払後2年間）しなければなりません。

作成保存する書類（5条書類）の17の記載事項

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ① ① 下請事業者の名称 | ⑩ 下請代金の増減額とその理由 |
| ② ② 発注年月日 | ⑪ 支払った下請代金の額,
支払った日,支払手段 |
| ③ ③ 発注内容 | |
| ④ ④ 納期 | ⑨ ⑫ 手形の額,手形期間 |
| ⑤ ⑤ 実際の納期 | ⑩ ⑬ 一括決済方式の内容 |
| ⑥ ⑥ 検査完了日 | ⑪ ⑭ 電子記録債権の内容 |
| ⑦ ⑦ 変更・やり直しの内容,理由 | ⑫ ⑮ 有償支給原材料の取引条件 |
| ⑧ ⑧ 下請代金の額（単価,算定方法） | ⑬ ⑯ 下請代金の未払い額 |
| ⑨ ⑨ 支払期日（支払制度） | ⑭ ⑰ 遅延利息の額 |

（注）黒丸数字は発注書面の必要記載事項

親事業者の4つの義務（その3）

③納品日から起算して60日以内に支払期日を定める義務

※支払制度 例えば、
月の末日納品締切の場合、翌月の末日支払が最長の支払制度です。

役務提供委託における支払期日の起算日（納品日）

- 支払期日の起算日は、下請事業者が個々の役務の提供をした日（納品日）
- 運送の場合は、運送完了日が納品日

役務提供委託における納品日の特例

役務が連続して提供される場合に、次の3つの要件を満たせば、月単位で設定された期間の末日が納期

- ①下請事業者とあらかじめ締切制度について合意をして、その旨、発注書面に明記されていること
- ②発注書面に、下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること
- ③連続して提供される役務が同種であること

親事業者の4つの義務（その4）

④遅延利息（年率14.6%）を支払う義務

例えば、
納品後70日経過している下請代金が
12万円あった場合の支払遅延利息額は、

$$120,000\text{円} \times 10\text{日} \times 0.146 \div 365\text{日} = 480\text{円}$$

9(11) の 禁止事項

(① 受領拒否)

② 支払遅延

③ 減額(値引き)

(④ 返品)

⑤ 買ったたき

⑥ 購入・利用強制

⑦ 報復措置

⑧ 有償支給原材料の早期決済

⑨ 割引困難な手形の交付

⑩ 不当な経済上の利益提供要請

⑪ 不当な給付内容の変更・やり直し

1 受領拒否

※貨物運送等（役務提供委託）には受領拒否はありません



下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒むこと

② 支払遅延



下請事業者の納品日から、60日以内で定められている支払期日までに下請代金を支払わないこと

※下請事業者から請求書の提出がなくても、納品後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているA社は、一部の下請事業者に対し、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者による役務の提供を受けてから60日を超えて下請代金を支払っていた。

支払遅延の例

■ 制度遅延

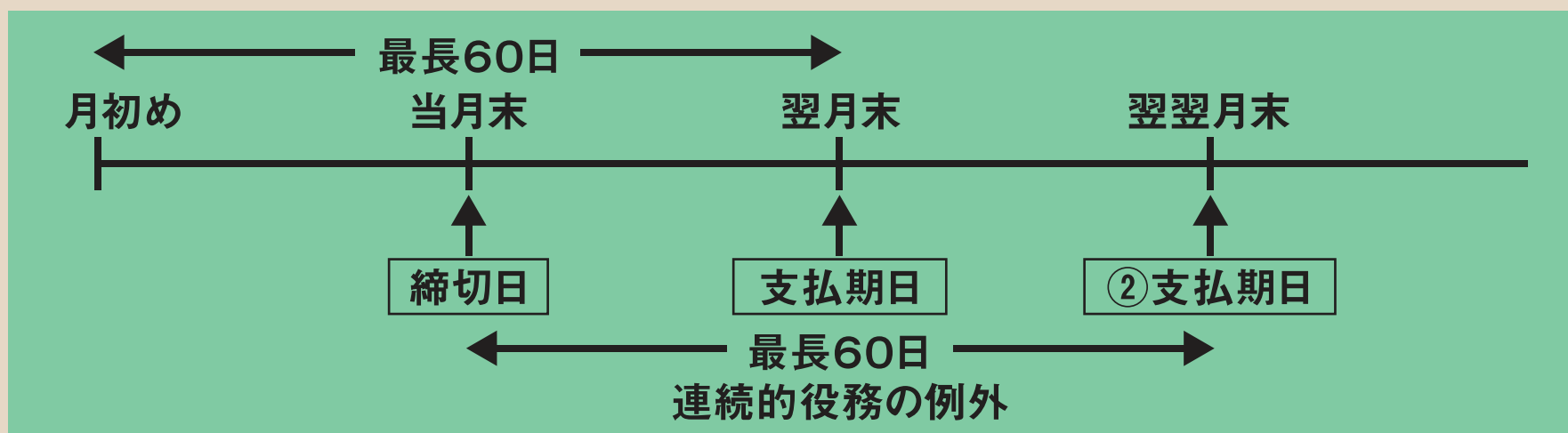
納期後60日以降に支払う制度（**連続した運送委託**は、月単位で設定された末日が納品日（納品日の特例）であり、最長②支払期日でも違反にならない。）

■ 検収遅延

締切前に納品、検収により翌月に買掛金計上

■ その他

下請事業者からの請求書の提出遅れによる遅延



③ 減 額



違反事例

下請事業者に責任がないのに、親事業者の事情（経営不振や売上高の減少など）により、あらかじめ定めた下請代金の額を減じる（値引きする）こと

（例）協賛金、歩引き、金利引き、手数料

（注）口頭や文書による合意があっても違反です。

貨物運送を下請事業者に委託しているB社は、コスト削減を図るため、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、これに合意した下請事業者に対し、下請代金から「協力金」、「値引き」等の名目で下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

4 返 品

貨物運送等（役務提供委託）には返品はありません



下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること

5 買ったたき



通常支払われる対価に比べ、著しく低い下請代金を一方的に定めること

※下請代金は、下請事業者と十分に協議の上、定めることが必要です。

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、従来の下請代金の額よりも引き下げた額を提示しなければ、従来よりも発注数量を減らすことを示唆することにより、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制



正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品（製品・原材料等）、役務（保険・リース等）を強制的に購入、利用させること

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているD社は、自社が行う物品販売キャンペーンにおいてラーメン等を販売するに当たり、下請事業者との取引に係る交渉等を行っている支店長等を通じて具体的な数量を示して、下請事業者に対し、ラーメン等の物品の購入を要請していた。

7 報復措置



親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量の削減や取引の停止など不利益な扱いをすること

8 有償支給原材料の早期決済



親事業者が有償で支給する資材等の代金を、その資材等を利用する運送に対する下請代金の支払日より早く支払わせること

⑨ 割引困難な手形の交付



下請代金を手形で支払う際、
銀行など一般の金融機関で割
引を受けることが困難な手形を
交付すること

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える手形を交付していた。

10 不当な経済上の利益の提供要請



親事業者が自己のために、下請事業者に金銭やサービスを不当に提供させること

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、当該下請事業者が委託した取引以外の荷物の積み下ろしの役務提供を要請していた。

11 不当な給付内容の変更・やり直し



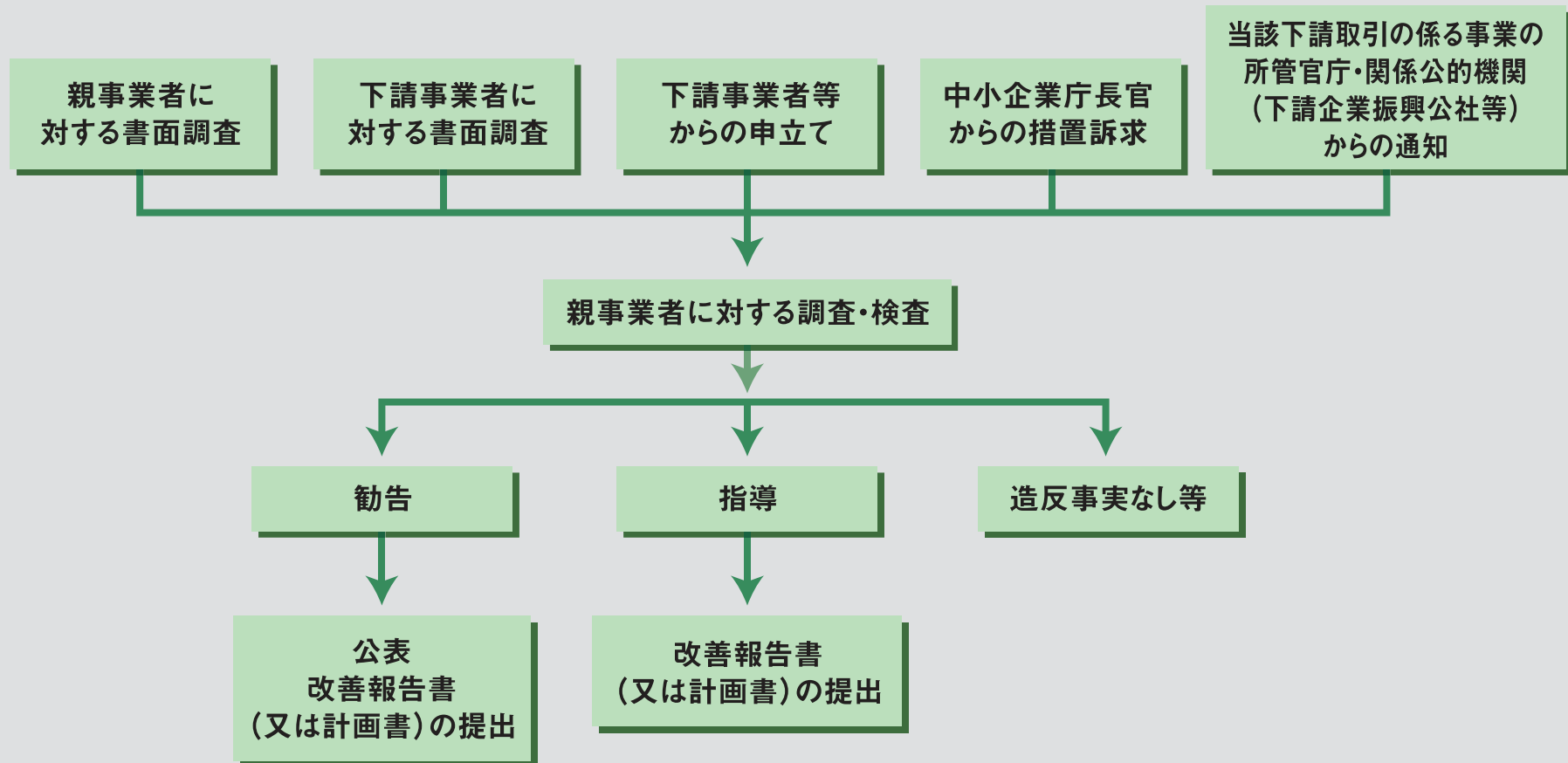
下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに発注内容の取消しや変更、やり直させること

違反事例

貨物運送を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、荷主からの発注内容が変更されたことを理由に発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。

下請法に基づく調査

下請法事件処理フローチャート



運送事業者への勧告等

平成20年度から平成22年度の勧告件数45件のうち、運送事業者への勧告件数は6件(13.3%・減額、購入強制)です。

平成22年度の措置件数4241件のうち、貨物運送業262件(6.2%)で、業種別では2位になっています。1位は機械器具卸売業329件(7.8%)。

下請法違反行為には厳正に対処しています。

下請法違反行為があった場合、勧告又は指導を行っています。

勧告は公表しています。

下請法のメリット

- 書面化による取引の透明化
- 親事業者・下請事業者間の共通のルールとして活用し、話し合いによる問題の解決、不利な条件による取引の排除
- 発注時の取引条件等が保たれ、値引きや不利な取引条件の変更などを防止
- 違反行為が改善されるとともに、下請事業者の損害回復等が図られる

下請法についての詳しい資料をご希望の場合



「下請取引適正化推進講習会テキスト」等があります。
公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/>)
からダウンロードできます。

「下請法」は公正な取引を守ります